

公布された条例のあらまし

◇奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例

1 奈良県防災会議の委員の定数等

奈良県防災会議の委員のうち、自主防災組織の構成員又は学識経験者のうちから任命される委員は、十人以内とし、その任期は二年とすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

知事又は教育委員会の附属機関として、次の機関を設置することとした。

- (1) 奈良県民栄誉賞選考委員会
- (2) あしたのなら表彰及びならビューティフルシニア表彰選考委員会
- (3) 県内大学生が創る奈良の未来事業審査委員会
- (4) 奈良県地震防災対策アクションプログラム推進委員会
- (5) 奈良県地域防災計画検討委員会
- (6) 奈良県メデイカルコントロール協議会
- (7) 奈良県求償審査会
- (8) 奈良県職員健康審査会
- (9) 奈良県土地価格判定委員会
- (10) 奈良県地価調査委員会
- (11) 新たな文化活動チャレンジ補助金審査委員会
- (12) 史跡等整備活用補助金選定審査会
- (13) 記紀・万葉県民活動支援補助金審査委員会
- (14) 奈良県持続的観光力パワーアップ補助金選定審査会
- (15) 奈良県福祉サービス第三者評価認証及び基準等委員会

-
- (16) 奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会
- (17) 奈良県がん予防対策推進委員会
- (18) 奈良県健康長寿文化づくり推進会議
- (19) 奈良県たばこ対策推進委員会
- (20) 奈良県歯科保健検討委員会
- (21) 奈良県保健環境研究センター調査研究評価委員会
- (22) 奈良県訪問看護推進協議会
- (23) 奈良県母子保健運営協議会
- (24) 奈良県自殺対策連絡協議会
- (25) 奈良県特定疾患等対策協議会
- (26) 奈良県がん対策推進協議会
- (27) 奈良県神経難病医療連絡協議会
- (28) 奈良県精神障害者アウトリーチ推進事業評価検討委員会
- (29) 奈良県感染症委員会
- (30) 奈良県肝炎対策推進協議会
- (31) 奈良県結核対策推進協議会
- (32) 奈良県薬事研究センター試験研究等評価委員会
- (33) 奈良県協働推進審査会
- (34) 奈良県公衆浴場入浴料金協議会
- (35) 奈良県最終処分場緊急特別対策検討委員会
- (36) 奈良県廃棄物処理施設設置検討委員会
- (37) 奈良県循環型社会推進協議会
- (38) 奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金審査委員会
- (39) 奈良県営競輪あり方検討委員会
- (40) 奈良県伝統的工芸品指定委員会
- (41) 奈良県工業技術センター研究開発評価委員会
- (42) 高付加価値獲得支援補助金事業評価委員会
- (43) 奈良県高山第1工区立地基準等審査会
- (44) 奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議
- (45) 奈良県農政推進会議
-

- (46) 奈良県ウメ輪紋ウイルス緊急防除評価会
- (47) 奈良県農作物等の知的財産に関する協議会
- (48) 奈良県農業総合センター研究第三者評価会議
- (49) 奈良県みつばち転飼調整委員会
- (50) 奈良県農業新規参入者支援事業判定委員会
- (51) 奈良県林産物等の知的財産に関する協議会
- (52) 奈良県森林技術研究評議会
- (53) 奈良県入札監視委員会
- (54) 奈良県建設工事等入札参加停止審査会
- (55) 奈良県公共事業評価監視委員会
- (56) 奈良県建設リサイクル実施指針改定委員会
- (57) 奈良県河川整備委員会
- (58) 奈良公園地区整備検討委員会
- (59) 奈良公園植栽計画検討委員会
- (60) 春日山原始林保全計画検討委員会
- (61) 奈良県営住宅指定管理者選定審査会
- (62) 奈良県物品購入等入札参加停止審査会
- (63) 奈良県随意契約検討委員会
- (64) 奈良県政府調達苦情検討委員会
- (65) 奈良県公立学校優秀教職員表彰選考委員会
- (66) 奈良県教員指導力審議会
- (67) 奈良県教員メンタルヘルス委員会
- 2 施行期日
- 公布の日から施行することとした。

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 市町村が処理する事務の追加

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく業務に関する必要な指示等に係る知事の権限に属する事務を関係市が処理することとすることとした。

(2) 土地改良法に基づく土地改良事業の工事完了の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を関係市村が処理することとした。

(3) 都市計画法に基づく都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内の建築の許可等に係る知事の権限に属する事務を関係町が処理することとする。

(4) 柔道整復師法に基づく業務に関する必要な指示等に係る知事の権限に属する事務を関係市が処理することとした。

(5) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく都市計画施設の区域内に所在する土地等を譲渡しようとする場合の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を関係町が処理することとした。

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定路外駐車場の設置の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を関係町村が処理することとした。

(7) 奈良県風致地区条例に基づく建築物その他の工作物の新築等の許可等に係る知事の権限に属する事務を関係村が処理することとした。

(8) 文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に係る教育委員会の権限に属する事務を関係町村が処理することとした。

(9) 文化財保護法に基づく国の機関が行う重要文化財等の現状変更等に係る文化庁長官の同意の申請の受理及び同意の伝達並びに現状変更等の終了の報告の受理の事務を関係市町村が処理することとした。

(10) 文化財保護法に基づく重要文化財の滅失等に係る届出及び復旧の終了の報告の受理の事務を関係市町村が処理することとした。

2 事務を処理する市町村の追加

(1) 地方自治法に基づく新たに生じた土地の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係市町村を追加することとした。

(2) 水道法に基づく簡易専用水道の清掃の指示等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係町村を追加することとした。

(3) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域内における建築物その他の工作物の新築等の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係市町村を追加することとした。

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等

(1) 1の(1)から(6)まで及び(8)から(10)まで並びに2の(1)及び(2)については平成二十五年四月一日から、1の(7)及び2の(3)については規則で定める日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 報酬の改定

月額で報酬を定めている委員会の委員のうち非常勤のものに対する報酬を、次のとおり月額及び日額で定めることとするものとした。

月額	二一〇、一〇〇円	↓	月額	一四七、一〇〇円
			日額	一一、九〇〇円
〃	二〇〇、一〇〇円	↓	月額	一四〇、一〇〇円
			日額	一一、三〇〇円
〃	一九二、三〇〇円	↓	月額	一三四、六〇〇円
			日額	一〇、九〇〇円
〃	一〇九、〇〇〇円	↓	月額	七六、三〇〇円
			日額	六、二〇〇円

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 給料

(1) 給料の額は、月額七十六万六千円とすることとした。

(2) (1)の給料の支給方法については、一般職の職員の例によることとした。

2 地域手当、通勤手当及び期末手当

地域手当、通勤手当及び期末手当については、一般職の職員の例によることとした。ただし、期末手当の額については、六月期を一・四〇月分とし、十二

月期を一・五五分とすることとした。

3 退職手当

退職手当については、副知事の例によることとした。ただし、支給割合は、百分の三十とすることとした。

4 旅費

教育長が公務のため旅行した場合に支給する旅費の額は、一般職の職員の給与に関する法律に規定する指定職俸給表の適用を受ける者の旅費相当額とすることとした。ただし、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例に定めのある旅費（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）については、一般職の職員の例によることとした。

5 地域手当に関する経過措置

地域手当に関する2の適用については、当分の間、給料の月額に百分の四を乗じて得た額とすることとした。

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

(1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の額の新設

次の手数料の額の新設を行うこととした。

ア 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

低炭素建築物及びその床面積の区分に応じ

六、七〇〇円 〽 二、〇三三、〇〇〇円

イ 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

アの手数料の額に、建築物に関する確認申請又は計画通知手数料額並びに構造計算適合性判定手数料額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額

ウ 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

低炭素建築物及びその床面積の区分に応じ

六、七〇〇円　〽　二、〇三三、〇〇〇円

エ 建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

ウの手数料の額に、建築物に関する確認申請又は計画通知手数料額並びに構造計算適合性判定手数料額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県介護基盤緊急整備等支援基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十五年十二月三十一日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県介護職員処遇改善等支援基金条例の一部を改正する条例

1 条例の有効期限の延長

条例の有効期限を平成二十五年十二月三十一日までとすることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

1 都市公園の設置基準

都市公園法（以下「法」という。）の条例で定める基準は、2及び3に定めるところによることとした。

2 住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

県内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、県内の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とすることとした。

3 都市公園の配置及び規模の基準

(1) 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとした。

(2) 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等(1)に定める都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとした。

4 公園施設の設置基準

(1) 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二とすることとした。

(2) 都市公園法施行令（以下「令」という。）に規定する休養施設等の建築物を設ける場合に関する法の条例で定める範囲は、令に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として(1)により認められる建築面積を超えることができることとした。

(3) 令に規定する休養施設等のうち文化財保護法の規定による国宝等に指定されている等の建築物を設ける場合に関する法の条例で定める範囲は、令に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として(1)により認められる建築面積を超えることができることとした。

(4) 令に規定する屋根付広場等の建築物を設ける場合に関する法の条例で定める範囲は、令に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として(1)から(3)までにより認められる建築面積を超えることができることとした。

(5) 令に規定する仮設公園施設の建築物を設ける場合に関する法の条例で定める範囲は、令に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として(1)から(4)までにより認められる建築面積を超えることができることとするものとした。

(6) (2)から(5)までにかかわらず、都市公園の機能を発揮するため特に必要があると認めるときは、令に規定する場合に関する法の条例で定める範囲は、知事が公共空地の確保に配慮しつつ、当該都市公園の規模、性格、利用目的等を勘案して定めることができるものとするものとした。

5 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県水道用水供給条例の一部を改正する条例

1 基準水量

市町村の年間の給水料金の基準となる水量（以下「基準水量」という。）は、毎年度、管理者が定めるところにより決定することとした。

2 給水料金

(1) 平成二十五年四月分からの給水料金を当該年度の受水量の累計が基準水量に達するまでは一立方メートル当たり百三十円、当該年度の受水量の累計が基準水量に達した後は一立方メートル当たり九十円で計算した額に消費税を加算した額とするものとした。

(2) 市町村は、災害、大規模な漏水事故等があった場合においては、七月分から九月分までの月間受水量のうち最大のものについて管理者に協議することができるものとした。

3 その他所要の規定の整備を行うものとした。

4 施行期日等

(1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。ただし、(3)については、公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くものとした。

(3) 1による基準水量の決定及び当該決定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、1の例により行うことができるものとした。

◇奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例

- 1 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準について次のように定めることとした。

- (1) 総則
- (2) 救護施設
- (3) 更生施設
- (4) 授産施設
- (5) 宿所提供施設

2 施行期日

平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- 1 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等
指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等について次のように定めることとした。

- (1) 総則
- (2) 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - ア 人員に関する基準
 - イ 設備に関する基準
 - ウ 運営に関する基準

2 施行期日等

- (1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

- 1 障害者支援施設の設備及び運営の基準

障害者支援施設の設備及び運営の基準について次のように定めることとした。

- (1) 総則
- (2) 設備及び運営に関する基準
- 2 施行期日等

- (1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

- 1 地域活動支援センターの設備及び運営の基準
- 地域活動支援センターの設備及び運営の基準について次のように定めることとした。

- (1) 総則
- (2) 基本方針
- (3) 設備及び運営に関する基準

2 施行期日等

- (1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例

- 1 福祉ホームの設備及び運営の基準
- 福祉ホームの設備及び運営の基準について次のように定めることとした。

- (1) 総則
- (2) 基本方針
- (3) 設備及び運営に関する基準

2 施行期日等

- (1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- 1 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等
- 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等について次のように定

めることとした。

(1) 総則

(2) 児童発達支援

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

オ 基準該当通所支援に関する基準

(3) 医療型児童発達支援

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

(4) 放課後等デイサービス

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

オ 基準該当通所支援に関する基準

(5) 保育所等訪問支援

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

(6) 多機能型事業所に関する特例

2 施行期日等

(1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

- 1 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等について次のように定めることとした。

- (1) 総則

- (2) 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

ア 人員に関する基準

イ 設備に関する基準

ウ 運営に関する基準

- (3) 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準

ア 人員に関する基準

イ 設備に関する基準

ウ 運営に関する基準

- 2 施行期日等

- (1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条

例

- 1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等について次のように定めることとした。

- (1) 総則

- (2) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準

- (3) 療養介護

ア 基本方針

イ 人員に関する基準
ウ 設備に関する基準
エ 運営に関する基準

(4) 生活介護

ア 基本方針
イ 人員に関する基準
ウ 設備に関する基準
エ 運営に関する基準
オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(5) 短期入所

ア 基本方針
イ 人員に関する基準
ウ 設備に関する基準
エ 運営に関する基準
オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(6) 重度障害者等包括支援

ア 基本方針
イ 人員に関する基準
ウ 設備に関する基準
エ 運営に関する基準

(7) 共同生活介護

ア 基本方針
イ 人員に関する基準
ウ 設備に関する基準
エ 運営に関する基準

(8) 自立訓練（機能訓練）

ア 基本方針
イ 人員に関する基準
ウ 設備に関する基準
エ 運営に関する基準

オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(9) 自立訓練（生活訓練）

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(10) 就労移行支援

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

(11) 就労継続支援Ａ型

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

(12) 就労継続支援Ｂ型

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

オ 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(13) 共同生活援助

ア 基本方針

イ 人員に関する基準

ウ 設備に関する基準

エ 運営に関する基準

(14) 多機能型に関する特例

(15) 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例

- (16) 振興山村における基準該当障害福祉サービスに関する基準
2 施行期日等

- (1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

1 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準

障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準について次のように定めることとした。

- (1) 総則
(2) 療養介護
(3) 生活介護
(4) 自立訓練（機能訓練）
(5) 自立訓練（生活訓練）
(6) 就労移行支援
(7) 就労継続支援A型
(8) 就労継続支援B型
(9) 多機能型に関する特例
2 施行期日等
(1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

1 児童福祉施設の設備及び運営の基準

児童福祉施設の設備及び運営の基準について次のように定めることとした。

- (1) 総則
(2) 助産施設
(3) 乳児院
(4) 母子生活支援施設
(5) 保育所

- (6) 児童厚生施設
- (7) 児童養護施設
- (8) 福祉型障害児入所施設
- (9) 医療型障害児入所施設
- (10) 福祉型児童発達支援センター
- (11) 医療型児童発達支援センター
- (12) 情緒障害児短期治療施設
- (13) 児童自立支援施設
- (14) 児童家庭支援センター

2 施行期日等

- (1) 平成二十五年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

1 婦人保護施設の設備及び運営の基準

婦人保護施設の設備及び運営の基準について次のように定めることとした。

(1) 総則

(2) 基本方針

(3) 設備及び運営に関する基準

2 施行期日

平成二十五年四月一日から施行することとした。

◇奈良県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例

1 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準

県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準について次のように定めることとした。

- (1) 園路及び広場
- (2) 屋根付広場
- (3) 休憩所及び管理事務所
- (4) 野外劇場及び野外音楽堂

(5) 駐車場

(6) 便所

(7) 水飲場、手洗場、ベンチ及び野外卓

(8) 掲示板及び標識

2 施行期日

公布の日から施行することとした。